

監査結果報告書

平成28年 5月30日

青森県知事

三 村 申 吾 様

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施した平成27年度決算監査結果について次のとおり報告します。

(自署押印)

監事

後藤義之
尾坂

監事

12月11日
印

監査日時	平成28年5月11日(水)、12日(木)、13日(金) 午前9時30分～午後4時00分
監査場所	社会福祉法人三笠苑法人本部（三笠ケアセンター）
事務局立会者	理事長、事務局長、施設調整監、各施設関係者
監査実施内容	平成27年度社会福祉法人三笠苑全施設・事業所に係る決算監査
1. 役員会等の開催状況 並びに審議状況について	理事会、評議員会は定期開催のほか必要ある時期に開催されており、手続き、審議内容も適当であると認められました。
2. 関係法令の遵守について	法人本部を中心に、研修等で法令遵守について周知を図っている上、改善が必要な事項は速やかに改善していると認められました また、市町村によって取扱いが異なる点については、必要に応じ市町村に確認するなど、日常的に法令遵守に努める姿勢が感じられ、概ね適正に実施されていると認められました。
3. 事業の実施状況について	平成27年度事業計画書に基づき、それぞれの事業が概ね計画通り行われていると認められました。
4. 経理関係について	本部会計及び各事業所の経理は、経理規程に基づき概ね適正に処理されていると認められました。平成28年度から、当法人から移行される施設（保育園）についてスムーズな移行が行われたか確認しました。
5. 監事からの総括意見等	平成27年度における社会福祉法人三笠苑の業務内容及び財務事務については概ね適正かつ妥当と認められました。
6. その他	不採算事業については、課題もありますが、その実施については、社会福祉法人としての社会的使命、他の事業への収益の反映、法人運営への影響、法人全体としての信頼感など総合的見地から判断すべきであり、その観点で判断すると、現時点では、事業継続に特に問題はないと認められました。

監査実施項目
及び監査結果